

厚生労働省告示第三百八十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年十一月二十五日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和四年二月一日から適用する。

令和三年十一月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後				改正前			
別表 第1部～第9部 (略)				別表 第1部～第9部 (略) (新設)			
第10部 追 補 (6)							
内 用 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
(あ)							
アジルバ顆粒1%	1% 1g	73.60					
(え)							
エフメノカプセル100mg	100mg 1カプセル	229.70					
(さ)							
サイバインコ錠50mg	50mg 1錠	2,678.40					
サイバインコ錠100mg	100mg 1錠	5,221.40					
サイバインコ錠200mg	200mg 1錠	7,832.30					
(ひ)							
ピラノアOD錠20mg	20mg 1錠	66.80					
ピンマックカプセル61mg	61mg 1カプセル	155,464.00					
(も)							
モビコール配合内用剤HD	13.7046g 1包	139.80					
(り)							
リンヴォック錠30mg	30mg 1錠	7,459.40					
(れ)							
レキサルティOD錠0.5mg	0.5mg 1錠	136.80					
レキサルティOD錠1mg	1mg 1錠	260.60					
レキサルティOD錠2mg	2mg 1錠	496.50					
レットヴィモカプセル40mg	40mg 1カプセル	3,680.00					
レットヴィモカプセル80mg	80mg 1カプセル	6,984.50					
注 射 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
(あ)							
アダリムマブB.S皮下注20mgシリンジ0.2mL「MA」	20mg0.2mL 1筒	20,604					
アダリムマブB.S皮下注40mgシリンジ0.4mL「MA」	40mg0.4mL 1筒	39,913					
アダリムマブB.S皮下注40mgペン0.4mL「MA」	40mg0.4mL 1キット	40,056					
アダリムマブB.S皮下注80mgシリンジ0.8mL「MA」	80mg0.8mL 1筒	77,392					
アロフィセル注	4瓶 1組	5,620,004					
(こ)							
コセンテックス皮下注75mgシリンジ	75mg0.5mL 1筒	40,144					
(さ)							
サフネロー点滴静注300mg	300mg 2mL 1瓶	96,068					
(す)							
スキリージ皮下注150mgシリンジ 1mL	150mg 1mL 1筒	474,616					
スキリージ皮下注150mgペン 1mL	150mg 1mL 1キット	474,761					
ステルイズ水性懸濁筋注60万単位シリンジ	60万単位 1筒	3,207					
ステルイズ水性懸濁筋注240万単位シリンジ	240万単位 1筒	9,273					

(そ)

ソグレーヤ皮下注 5mg	5mg1.5mL 1キット	26,107
ソグレーヤ皮下注10mg	10mg1.5mL 1キット	52,214

(ね)

ネクスピアザイム点滴静注用100mg	100mg 1 瓶	196,940
--------------------	-----------	---------

(は)

パドセブ点滴静注用30mg	30mg 1 瓶	99,609
ハルトマンD液「フソー」	500mL 1 瓶	160
ハルトマンD液「フソー」	500mL 1 袋	160

(や)

ヤーポイ点滴静注液20mg	20mg 4 mL 1 瓶	200,703
---------------	---------------	---------

(ゆ)

ユルトミリスHI点滴静注300mg / 3mL	300mg 3 mL 1 瓶	699,570
ユルトミリスHI点滴静注1100mg / 11mL	1,100mg11mL 1 瓶	2,565,090

(ら)

ライアットMIBG-1131静注	1.85GBq 5 mL 1 瓶	1,072,505
ラニズマブ B S 硝子体内注射用キット10mg / mL「セン ジユ」	0.5mg0.05mL 1 筒	85,535

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表	第 1 部	内	用	薬	第 1 部	内	用	薬	
	品	名	規 格 単 位	薬 価 円	品	名	規 格 単 位	薬 価 円	
	(あ) ~ (ね)	(略)			(あ) ~ (ね)	(略)			
	(の)				(の)				
(略)					(略)				
	ノクサフィル錠100mg		100mg 1 錠	3,094.90		ノクサフィル錠100mg	100mg 1 錠	3,109.10	
(略)					(略)				
	(は) ~ (わ)	(略)			(は) ~ (わ)	(略)			
第 2 部 ~ 第 10 部	(略)				第 2 部 ~ 第 10 部	(略)			